

10. 障害者総合支援法に規定する市町村審査会の 設置及び運営に関すること

主管:健康福祉課

経緯

平成 18 年 4 月より「障害者自立支援法」が施行され、障害程度区分認定審査会が木曾広域連合事務として開始された。平成 24 年 6 月に「障害者自立支援法」は「障害者の日常生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に改正され、障害者の定義に「難病等」が追加された。さらに、平成 26 年 4 月より、障害程度区分が障害支援区分に改められるとともに、審査判定基準の見直しも行われた。これにより、障害程度区分認定審査会から障害支援区分認定審査会と名称を変更し、運営している。

現状と課題

現状 認定審査会は 1 合議体とし、緊急案件がある場合を除いて、毎月 1 回の開催としている。

平成 25 年度から平成 28 年度までの認定数は延べ 315 件であり、審査会における二次判定変更数は 74 件であった。

今後の方針

障がい者施策の動向を分析し、適正な認定を実施していく。

施策

- 1 支援給付の支給決定者である町村との連携
- 2 適切な審査会の運営